

執筆者:

[E-mail](#) [今泉 勇](#)[E-mail](#) [ヴ・レ・バン](#)[E-mail](#) [グエン・バン・チャン](#)

ベトナムは、外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約の加盟国であり、その民事訴訟法において、承認及び執行に関する法的枠組みが定められている。民事訴訟法によれば、外国仲裁判断は、その執行が「ベトナム法の基本原則に反する」ものである時は、その執行を拒絶することができる。

## 1. 法的枠組み

現時点においては、外国仲裁判断の執行が「ベトナム法の基本原則に反する」場合についてそれ以上に詳細を示した公的なガイドダンスは存在しない。

- (1) もっとも、ベトナム国内の仲裁判断の執行に際してもベトナムの裁判所の認可が必要であり、裁判所は、その執行が「ベトナム法の基本原則に反する」ものである時は、その執行を拒絶することができる。かかる国内仲裁判断の執行に関する決定 01/2014/NQ-HDTP (「決定 01」)によれば、ベトナム法の基本原則とは、ベトナム法の制定及び施行のための効果的な基本的原則として定義されており、一定の参考となると思われる。決定 01 では、仲裁判断の承認及び執行の申立てを検討する裁判所は、その当該仲裁判断が基本原則に違反するかどうか、及び当該紛争の結果に影響を及ぼすこととなるかを判断しなければならないと定められている。裁判所は、仲裁判断が当該原則によるものでなく、かつ、当該仲裁判断が国の利益、当事者又は第三者の正当な権利利益を著しく侵害するものである時に限り、仲裁判断の承認及び執行を拒むものとする。

決定 01 は、ベトナム法の基本原則違反に関して2つの例を取り上げている。

**例 1** 当事者が任意に紛争処理について合意し、かつ、当該合意が法律又は社会道徳に反しないにも関わらず、仲裁判断において当事者間の当該合意を認めなかった場合。この場合において、仲裁判断は、商法 11 条及び民法 7 条に規定する商業に関する自由かつ任意の約束という原則に違反する。裁判所は、商法及び民法に定めるベトナム法の基本原則に反することから、当該仲裁判断を考慮し、取り消す旨の決定をしなければならない。

**例 2** 紛争当事者の一方が、仲裁判断が強制、詐欺、脅迫又は賄賂に基づいて作成されたことを示す証拠を提出した場合。当該仲裁判断は、「仲裁人は独立し、客観的であり、かつ公平でなければならない」との商事仲裁法 4.2 条に規定された原則に違反している。

しかしながら、技術的に言えば、裁判所は、外国仲裁判断の承認及び執行の申立てを検討する際に、ベトナム法の基本原則を解釈する決定 01 を適用する義務を負っていないことに留意する価値がある。

- (2) なお、2019 年、外国仲裁判断の承認及び執行の手続を明らかにすることを目的とする、最高人民裁判所判事会議の決定案がパブリックコメントのために回付された。当該決定案の下では、裁判所は、外国仲裁判断の承認及び執行の拒絶理由として、以下の 3 つのうち 1 つの場合に、ベトナム法の基本原則に反すると基礎づけることができる。即ち、(1)仲裁判断の承認が主権、国家安全保障、社会秩序及び安全、社会倫理及び地域社会の健康を侵害する場合、(2)仲裁判断が強制、詐欺、脅迫又は贈収賄に基づいてされた場合、又は(3)仲裁判断が紛争解決の方法に関する当事者の任意の合意を記録しない場合のいずれかである。ただし、当該決定案を確定し、制定するための更なる措置は、最高人民裁判所によって講じられていない状況にある。<sup>1</sup>

## 2. 関連裁判例

民事訴訟法が定める「ベトナム法の基本原則」に関する実効的拘束力のある指針がない限り、裁判所は、事案に応じて、この条件を解釈する裁量を有している。

ベトナム裁判所において、ベトナム法の基本原則に反することを理由に、外国仲裁判断の承認及び執行を拒絶された複数の事案が存在している。

### 実体法との不整合

- (1) 外国仲裁判断がハノイ上級人民裁判所により承認及び執行を拒絶されたあるケースにおいては、2 当事者は、適用される一般契約条件として、穀物飼料貿易協会(「GAFTA」)の契約 100 号を組み入れ、かつ英国法に準拠した、大豆抽出物の売却契約を締結していた。

GAFTA 仲裁廷は、GAFTA 契約 100 号に基づき損害賠償額を評価した仲裁判断をしたが、その補償金額は、実損害額によらず、契約金額と債務不履行金額(第三者が提供する申込金額)との差異によって算定していた。当該事案を処理するに当たり、裁判所は、次のように判示した。

「...ベトナム民法の基本原則によれば、物的損害を賠償する責任は、違反当事者によって生じた実際の物的損害を補填する責任(金銭的に計算することができるもの)であり、また、資産の滅失、損害の防止、軽減又は回復のための合理的な費用、及び実際の所得の損失又は減少から構成される(2005 年民法 307 条)。当該責任は、過失要素...の評価に基づいて決定されなければならない。本件において、請求人は、その請求を基礎づけるための実際の損失に関する証拠を提出せず、単に契約金額及び申込金額(現実ではないものに限る。)に基づいて損害を推定しただけであった。また GAFTA の仲裁判断は、損害賠償の原則に基づいてではなく、契約金額と債務不履行金額(申込金額)との差異に基づいて、損害を評価した。...GAFTA の仲裁判断は、ベトナムの損害決定の原則と矛盾する」。<sup>23</sup>

なお、当該事案は、2004 年民事訴訟法(改正)に基づき、2010 年に取り扱われた。2004 年民事訴訟法の規定は、ベトナム法の基本原則に係る 2015 年民事訴訟法に定められたものと著しく異なるものではないことから、当該判断は、ベトナム裁判所の解釈方法に関する事例研究として適切であると考えられる。

- (2) ハノイ省級人民裁判所が取り扱ったある事案では、裁判所は、SIAC が宣言した 2 つの仲裁判断を承認し、執行することを拒絶した。ハノイ裁判所は、他の主張とも併せて、当該仲裁判断が契約における当事者の合意(2005 年民法 4

<sup>1</sup> 決定案(「決定案」という。)は、最高人民裁判所のホームページ <https://vbqp.toaan.gov.vn/webcenter/portal/htvb/chi-tiet-vbdt?dDocName=TAND076705>(ベトナム語のみ)にて確認できる。

<sup>2</sup> 2015 年民法(2005 年民法に置き換わるもの)においては、「過失要素」を不要とする点には留意が必要となる。2015 年民法 351.1 条を参照。

<sup>3</sup> Tuong Duy Luong (前最高人民裁判所副司法長官)「民事訴訟法及び商事仲裁法の解説」(司法出版院、2016 年)、p.437-474

条の定める、契約締結時の自由及び任意性に関する原則に違反したものの任意性について詳細な調査をせず、かつ、当該仲裁判断の宣言をするに当たりベトナムの特定の法律文書を適用しなかった(2005年民法11条の定める、法令遵守の原則に関する同条の規定に違反することとなる。)ことについて、ベトナム法の基本原則に違反した旨の判断をした。<sup>4</sup>

### 手続法との不整合

- (3) 2017年、あるシンガポールの会社は、カントー省級人民裁判所の拒絶により、ベトナム国内で仲裁判断を執行できなかった。

当該裁判所は、(1)仲裁判断の援用を受けた当事者の署名者が仲裁合意に署名する能力を有しなかったこと、(2)当該仲裁判断の援用を受けた当事者が適時に、かつ、適切な方法で通知を受けなかったこと、及び(3)当該仲裁廷が当該事案に関する権能を有しなかったことを指摘した。これらの拒絶の根拠は、民事訴訟法459.1条(a)、(c)及び(dd)に基づくものである。それにも関わらず、裁判所は、恣意的に、これら3点の違反がベトナム法の基本原則に反するとみなされるべきであると、当該仲裁判断の承認及び執行を拒絶した。

- (4) 2014年、ホーチミン上級人民裁判所は、ベトナム法の基本原則に違反したことを理由に、国際綿協会(ICA)による外国仲裁判断に挑戦した。


当該裁判所は、決定において、会社E(スイス法人)が(i)その代表者に対して当該仲裁判断に係る承認及び執行の申立てに署名する権限を付与しなかったこと、及び(ii)その代表者2名の双方を当該申立てに署名させたことを理由として、2004年民事訴訟法(改正)73条の規定に基づき、会社Eがベトナム法の基本原則に反したと結論づけた。

## 3. コメント

裁判所の実務によれば、外国法とベトナム法との間のいかなる差異も、ベトナム法の基本原則に反するものであると主張することができるようにも思われる。決定案のような「ベトナム法の基本原則違反」の解釈についての公的指針が示されない限り、仲裁判断が外国法に照らしてされ、当該仲裁判断において解決された事項に係るベトナム法と外国法との間に差異がある場合、ベトナムにおける外国仲裁判断の承認及び執行については、なお不透明性を残していると考えられる。

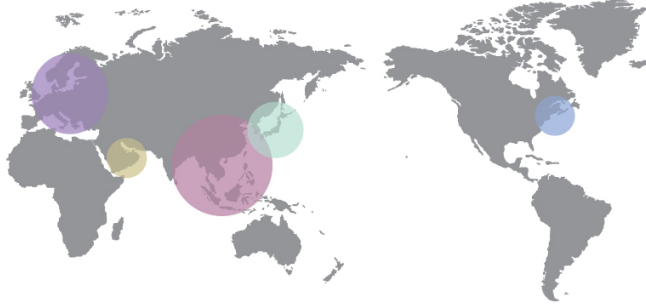
当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>4</sup> この事例は、ベトナムにおける裁判及び仲裁判断の承認及び執行に関する法務省のデータベース [https://moj.gov.vn/http/Pages/dlcn-va-th-tai-Viet-Nam.aspx?fbclid=IwAR1wTsvb5Sl\\_61pjUiNMLqyP3XoWsNlzAi\\_GgZCsp1D44t0a8RI5eF4pqAM](https://moj.gov.vn/http/Pages/dlcn-va-th-tai-Viet-Nam.aspx?fbclid=IwAR1wTsvb5Sl_61pjUiNMLqyP3XoWsNlzAi_GgZCsp1D44t0a8RI5eF4pqAM)(「データベース」)に報告されている(ベトナム語のみ)。

西村あさひ法律事務所では現在、  
国内外に 18 の拠点を設けています。



## ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP  
Tel +1-212-830-1600  
E-mail info\_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之  
ニューヨーク事務所副統括 清水恵  
パートナー Stephen D. Bohrer  
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁  
浦野祐介  
梅田賢

## 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124  
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

## 名古屋

Tel 052-533-2590  
社員 藤井宏樹

## 大阪

Tel 06-6366-3013  
社員 井垣太介  
廣田雄一郎  
白杵弘宗  
伴真範  
仁木覚志

## 福岡

Tel 092-717-7300  
社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
中川佳宣

## ドバイ

Tel +971-4-386-3456  
E-mail info\_dubai@nishimura.com  
パートナー 森下真生

## フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe  
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH  
Tel +49-(0)69-257-298-800

## デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe  
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH  
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info\_europe@eml.nishimura.com  
共同代表 石川智也  
Dominik Kruse

## バンコク

Tel +66-2-126-9100  
E-mail info\_bangkok@nishimura.com  
共同代表 Chavalit Uttasart  
小原英志  
Jirapong Sriwat

## 北京

Tel +86-10-8588-8600  
E-mail info\_beijing@nishimura.com  
首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正帥

## 上海

Tel +86-21-5280-3700  
E-mail info\_shanghai@nishimura.com  
首席代表 野村高志  
代表 木下清太  
東城聡

## ジャカルタ\*1

Walalangi & Partners  
Tel +62-21-5080-8600  
E-mail info@wplaws.com  
執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm  
Tel +62-21-2933-3617  
E-mail info\_jakarta@nishimura.com  
パートナー 町田憲昭

## シンガポール

Tel +65-6922-7670  
E-mail info\_singapore@nishimura.com  
共同代表 山中政人  
宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝  
煎田勇二  
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

## Okada Law Firm(香港)\*2

Tel +852-2336-8586  
E-mail s.okada@nishimura.com  
代表 岡田早織

## ハノイ

Tel +84-24-3946-0870  
E-mail info\_vietnam@nishimura.com  
代表 平松哲

## ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432  
E-mail info\_vietnam@nishimura.com  
共同代表 今泉勇  
Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc  
パートナー 大矢和秀

## 台北

西村朝日台湾法律事務所  
Tel +886-2-8729-7900  
E-mail info\_taipei@nishimura.com  
共同代表 孫櫻倩  
張勝傑

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所

Last updated: 2022.7